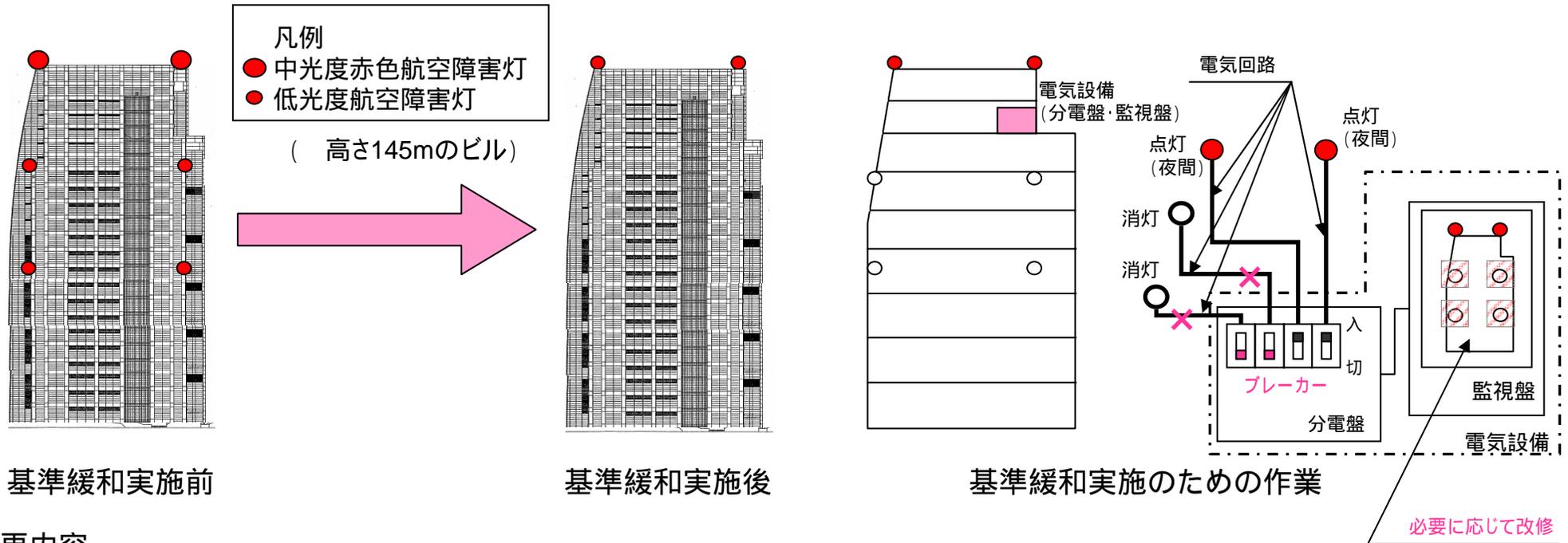


# 基準緩和実施のための措置(例)



## 変更内容

航空障害灯の設置位置	航空障害灯の種類		基準緩和実施のための作業	
	基準緩和実施前	基準緩和実施後		
上から1段目	中光度赤色航空障害灯	低光度航空障害灯	航空障害灯の低光度化 (中光度 低光度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空障害灯の交換</li> <li>プレーカーの交換、小容量化 (障害灯に流れる電流が少なくなるため、小容量のものに交換)</li> </ul>
2段目	低光度航空障害灯	—	航空障害灯の消灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>消灯するが撤去しない場合</li> <li>航空障害灯用のプレーカーを「切」にする。</li> <li>航空障害灯を電気回路から切り離す。</li> <li>監視盤の改修を行う。<sup>( )</sup></li> <li>撤去する場合</li> <li>航空障害灯を撤去し、この撤去によって生じる開口部の充填作業を行う。</li> <li>不要な電気回路を撤去する。</li> <li>監視盤の改修を行う。<sup>( )</sup></li> </ul>
3段目	低光度航空障害灯	—		

( ) 監視盤の改修：航空障害灯の消灯措置によりアラームが鳴らないようにするもの。  
 (ビルの電気設備には、監視盤が設置されていない場合もある。)